

2022.4.1

院外よりの検査依頼医師殿 各位

医療法改正による診療用放射線の安全管理 をふまえて

徳山中央病院
放射線医療安全部

平素はお世話になります。

2020年4月より、医療法（施行規則第一条の十一）の改正に伴い、診療放射線に係わる安全管理のため、現場の診療体制を整えていく必要が生じることとなりました。

やや厳しい解釈としては、

「放射線被ばくや関連造影剤投与の介入を（外科手術や薬剤投与に準じた）医療的侵襲と位置づけ、一定レベル以上の機器を運用する機関は、厳格性をもってその適正利用に努めること」ということとなります。

このため、院外より依頼のCT検査に関しても、患者の承諾のみならず院外依頼医のチェックを必須事項としました。単純CT依頼の場合と造影CT依頼の場合とに分けて、必要なダウンロードをして頂き、チェックを入れてご依頼下さる様お願いします。

この際、造影に当たっては、確認同意書内で A)B)C)の内 A)のみにチェックが入っている（=造影剤アレルギー既往や気管支喘息罹患がない）場合のみ行うことといたします。

これ以外につきましては、ともに検査対応を控えさせていただきます。（当方でも検査直前の最終確認を行い、不適切例は検査非施行で帰って頂く旨ご了承下さい。）

アレルギー既往や喘息罹患、腎機能低下があっても造影が必要、という事例におきましては、患者ご自身への多大な責任が関わってきますので、該当科への直接紹介もしくは他の検査手段をご検討下さい。また、非造影では検査自体の意義がないと依頼医が判断した例におきましては、無用な被ばくを避けるため、単純のみのご依頼はお控え下さい。

以上